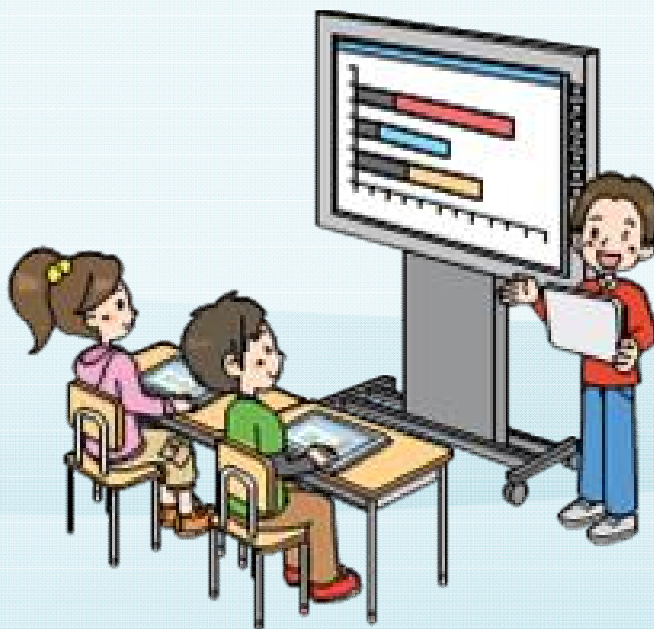


4 質の高い教育を
みんなに



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

これからの学校と地域の協働の在り方について

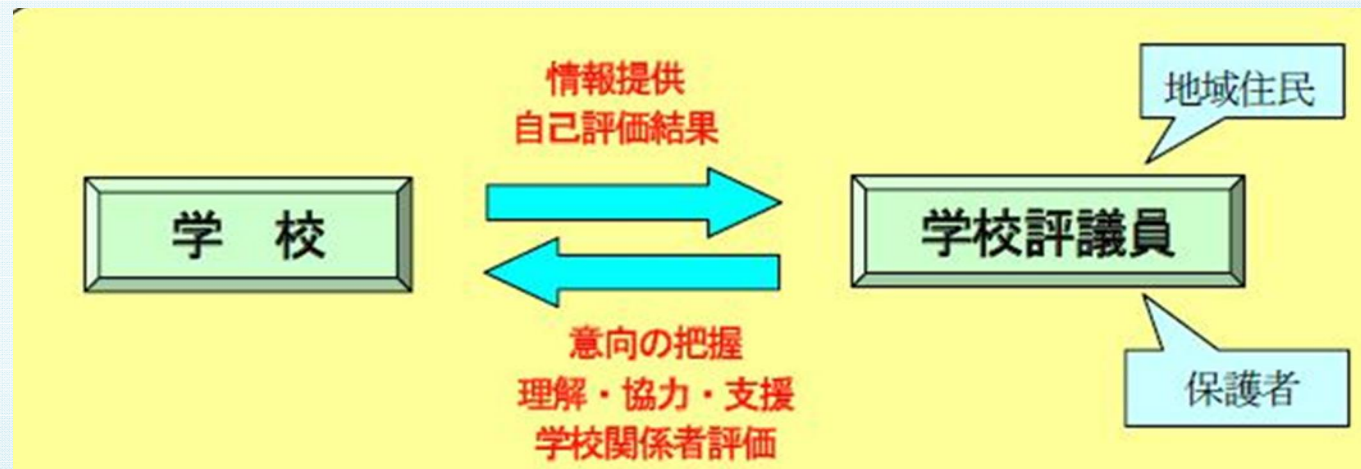


- ・少子高齢化に対応した学校と地域の協働の在り方
- ・令和の時代に必要な「生きる力」を育む協働の在り方
- ・「ふるさと教育」の理念の実現のための協働の在り方



これまでの学校支援の体制

・学校評議員制度（学校評価委員会）



（参 考）

○学校教育法施行規則 第49条

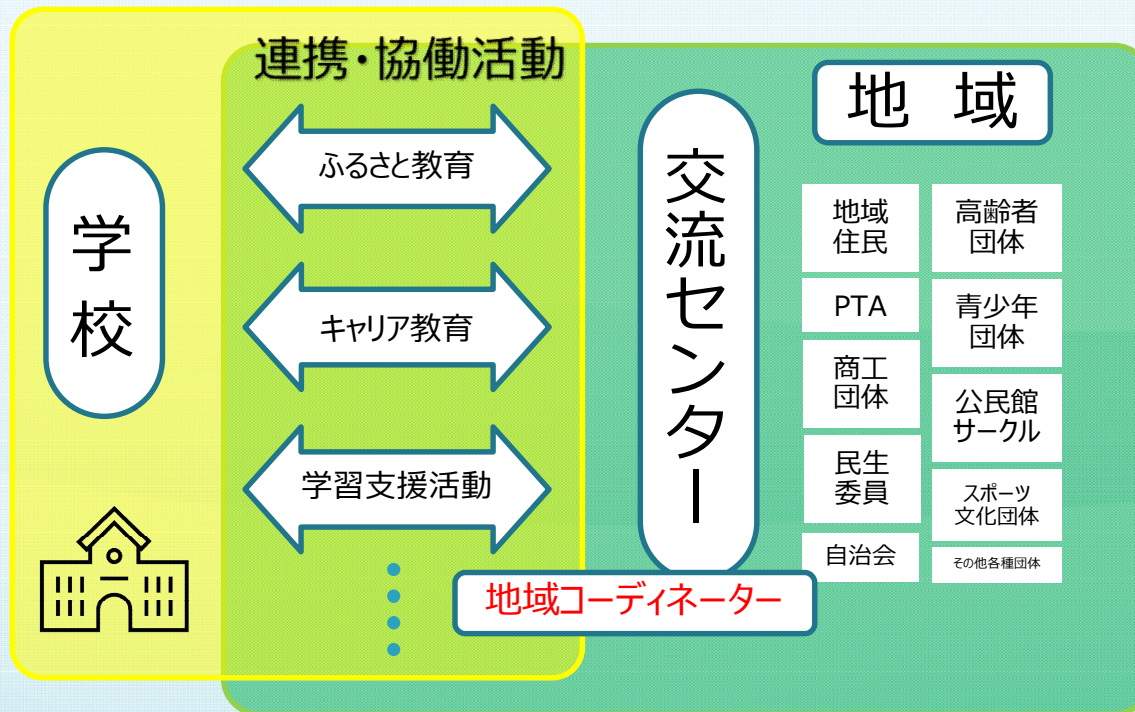
- ・小学校には、設置者の定めるところにより、学校評議員を置くことができる。
- ・学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。
- ・学校評議員は、当該小学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するもののうちから、校長の推薦により、当該小学校の設置者が委嘱する。

これまでの学校支援の体制

・安来市共育協働活動推進事業



学校を核とした地域づくり



- 未来を担う子どもたちの学びや成長を支えるため、幅広い地域住民や企業・団体等の参画を得て、地域全体で教育に取り組む仕組みをつくり、**共に学び合い、育ち育て合う活動**（共育協働活動）を進め、**地域の教育力の向上**を図るとともに、**地域の活性化**や**子どもが安心して暮らせる環境づくり**を目指す。

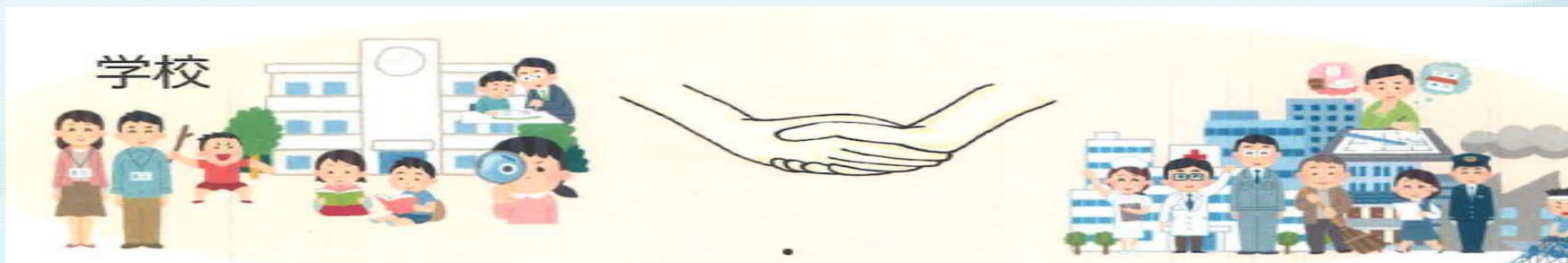
- 中学校区での体制づくり
 - コーディネーターの配置
 - **地域共育推進協議会**※の設置
メンバー：社会教育委員、PTA、学校、民生児童委員
児童C ほか
- 推進体制

学校と地域の連携・協働について

- ☐ 連携が「学校支援」にとどまっていないか
- ☐ 連携は、「目標を共有」して取組が行われているか
- ☐ 連携は、人が入れ替わっても持続可能か
- ☐ 連携により、支援者の当事者意識が高まっているか



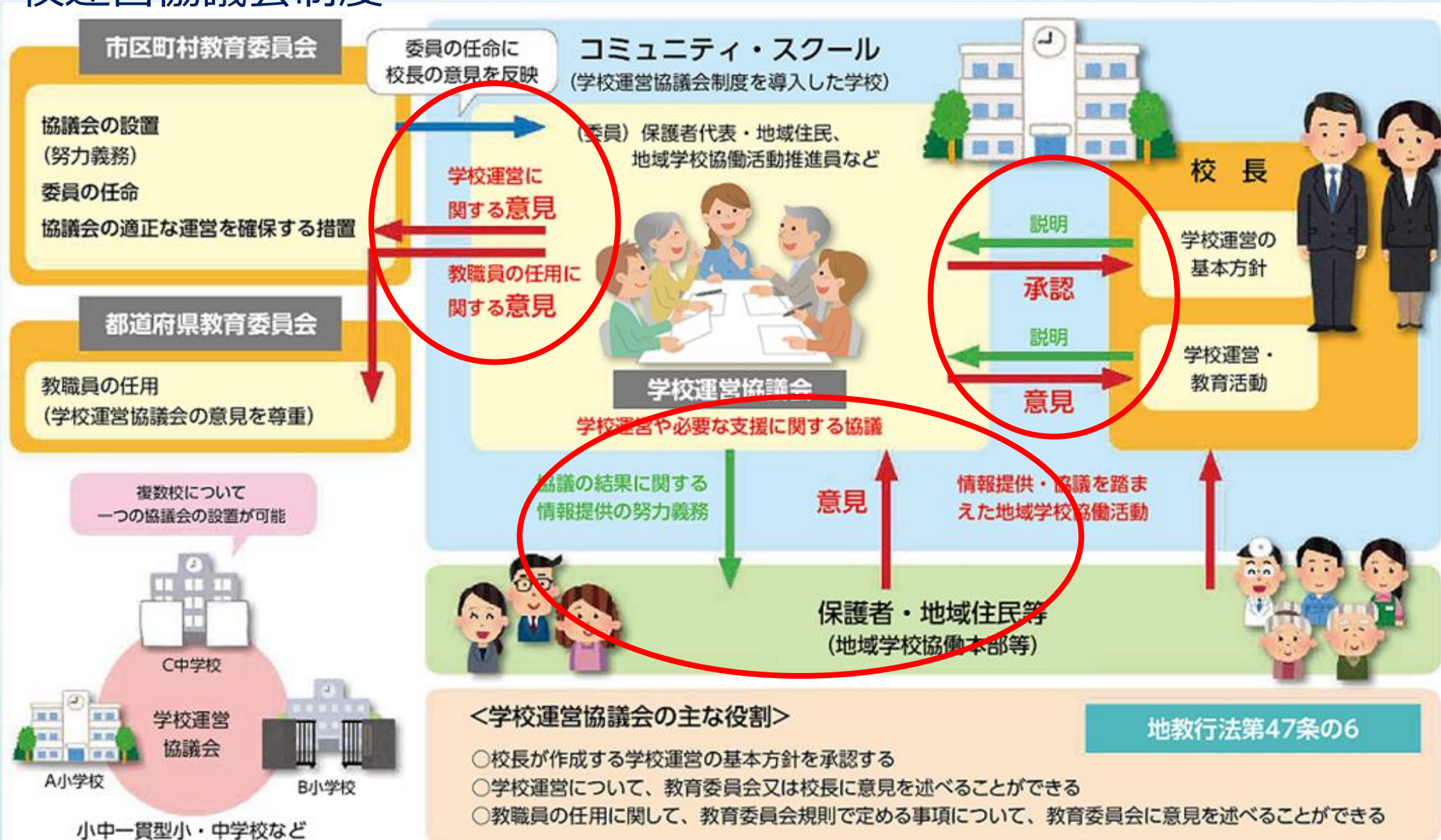
連携がさらに進化し**協働**となる



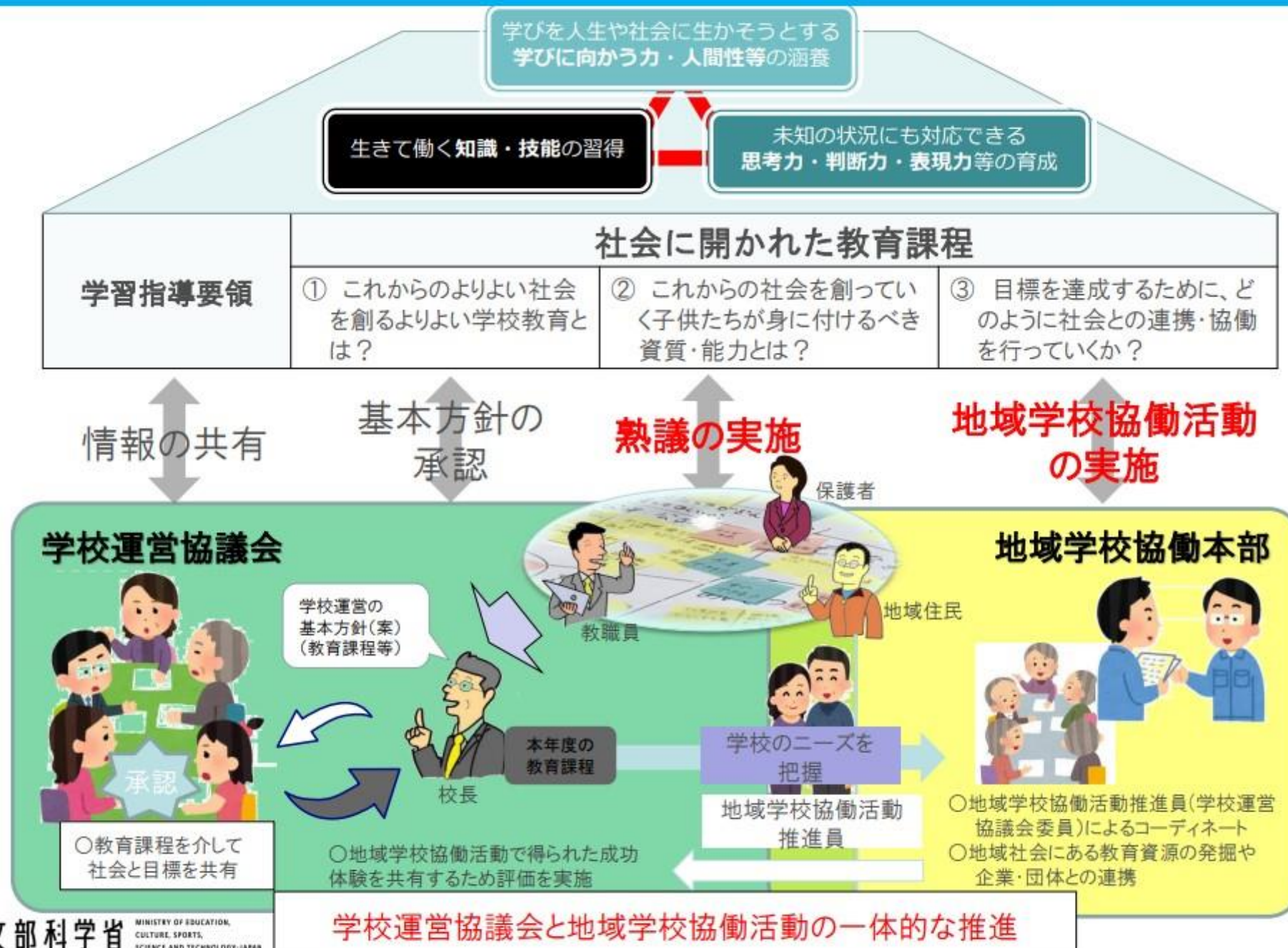
- 共有した目標に向かって 対等な立場の下で共に活動する協働関係
- 相互補完的に連携・協働

これからの学校と地域の協働の在り方

・学校運営協議会制度



コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進



これからの学校と地域の協働の在り方

学校運営協議会
(コミュニティスクール)

地域協議会

共育協働活動のさらなる充実



要請

- ・学校運営の基本的な方針承認
- ・学校の運営に関して意見を述べる
(学校評価を含む)



「めざす子ども像」を共有

より主体的・具体的な学校支援の構想

参加

連携・協働

地域住民

自治会

P
T
A

商工団体

高齢者団体

その他
各種団体

青少年団体

スポーツ・文化団体

民生委員

公民館サークル

- ・家庭支援
- ・放課後支援
- ・学校支援 等

これからの学校と地域の協働の在り方

- ・地域の人口減少・高齢化に対応した
地域学校協働活動の必要性
- ・交流を中心とした支援から、
目標を共有し、より質の高い協働へ
- ・地域課題を意識した「ふるさと教育」の充実



学校運営協議会
(コミュニティスクール)

令和5年度中、市内1校区において設立に向けて準備中
その後、順次市内に設立予定